北川村土地改良事業地借受希望者募集要項



北川村役場 産業課

1. 目 的

北川村では、「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるゆず振興対策事業の一環として、新たに担い手等が効率的に営農できる優良なゆず農地の創設によるゆず生産量の増加及び新規就農者の確保に繋げていきます。

令和元年度において土地改良事業による圃場整備が実施されることから、事業実施地区における農地の借受希望者を円滑に募集及び決定方法を明確にすることを目的に本募集要領を定めます。

2. 募集区域及び面積

○北川村農地中間管理機構関連農地整備事業(北川モデル)

■ 宗ノ上地区 261a (27 筆)

■ 小島地区 63a (3 筆)

■ 二タ叉地区 96a (9筆)

■ 久江ノ上地区 47a (5筆)

○和田日曽裏地区土地改良事業

■ 和田地区 36 a (1 筆)

※計画平面図については、北川村産業課にて縦覧します。

3. 農地借受条件

■土地の借受相手方 北川村農地中間管理機構関連農地整備事業(北川モデル)

➤公益財団法人高知県農業公社(農地中間管理機構)

和田日曽裏土地改良事業

➤北川村

■借 受 期 間 約30年間

■借 地 料 新植から5年目 無償

6年目から10年目 20,000円/10a

11 年目以降 60,000 円/10a

4. 応募要件

柚子の専業農家を目指すとともに、青果出荷を前提に栽培を行い、各地域の方々 と調和を図れる者であり、かつ、次のいづれかに該当する担い手又は5年以内に 担い手となるものとします。

(1) 認定農業者

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法第 65 号。以下「基盤強化法」という。)第 12 条第 1 項に基づき、北川村から経営改善計画の認定を受けた経営体。
- ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人。

(2) 認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、北川村から青年等就農計画の認定をうけた 経営体。

(3) 基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類系、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に 規定する基本構造における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達して いるとみなせる経営体。

(4) 集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。

- ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体。
- ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織。

5. 応募方法

別添借受希望申込書に必要事項を記載のうえ、下記まで持参又は郵送申込みしてください。

■応募先

〒781-6441

高知県安芸郡北川村野友甲 1530 番地 北川村役場 産業課

6. 募集期間

■令和元年6月28日(金)から令和元年7月19日(金)17時必着

7. 借受者の決定方法

借受者の選定については、下記優先順位及び土地所有者の意見等をもとに北川 村ゆず振興協議会で選考を行い、村が借受者を決定します。

【優先順位】

- ① 村内在住専業農家等の規模拡大
- ② 北川村に地縁・血縁のある新規就農者(Uターン)
- ③ 村外からの移住による新規就農者(Iターン)

8. その他注意事項等

- ① 工事完了は、令和2年2月末を予定しています。但し、宗ノ上地区については、翌年度へ繰越しする工区があります。(翌年度繰越面積予定122a)
- ② 柚子は、借受者が植栽してください。
- ③ 借受農地を柚子の栽培以外の用途に供することはできません。
- ④ 鳥獣害の防除施設を設置するようにしてください。
- ⑤ 地域の田役等の出役には、積極的に参加をしてください。
- ⑥ 北川村が所有権を有する土地と個人が所有権を有する土地があります。耕作者は、高知県農地中間管理機構を通じて農地を借り受けることとなりますが、 北川村が所有権を有する土地については、売却することも可能です。
- ⑦ 無償苗木の新植と、国の新改殖事業の併用はできません。

□お問合せ先

北川村役場産業課

(担当:田所、島田、三木)

TEL 0 8 8 7 - 32 - 1 2 2 1